

## 新型コロナウイルス感染症の集団発生等への対応について

### 1. はじめに

- 徳島県では、8月には、4件、10月に新たに1件のクラスターが発生し、濃厚接触者・接触者に対する検査、及び、陽性者の早期隔離により感染拡大防止に努めて参りました。
- 特に本県においては、高齢者におけるクラスターが複数発生しており、なかでも高齢者施設等におけるクラスターが2件、カラオケ喫茶におけるクラスターが1件、発生するなど、重症化リスクが高いとされる高齢者の感染が、全国と比べ多く確認されたことから、このことを重く受け止め、次なる発生を抑えるため、各種の防止対策はもちろん、県内の感染動向に応じて特に気をつけていただきたい感染対策について、継続的に県民の皆様へ啓発して参りました。
- その中での特徴的な取り組みについては下記のとおりです。

### 2. 高齢者施設等におけるクラスターへの対応について

- 高齢者施設や障がい福祉施設を対象に、緊急の施設長会議を開催し、改めて感染予防対策を周知。
- 徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員や国のクラスター対策班から頂いたご意見をもとに、チェックリストを新たに作成。施設職員の方が日常的に取り組むことができるよう、「特に取り組むべきポイント」を分かりやすく提示。
- 感染者数の発生が多い地域で、感染者が発生した場合に拡大が懸念される施設・在宅サービス併設型の施設を中心に、チェックリストをもとに巡回指導。
- 県内すべての入所・通所施設にチェックリストを配付し、自己点検結果の報告をいただいているところ（取組強化が必要な点について、フィードバックする予定）。

### 3. カラオケ喫茶におけるクラスターへの対応について

- 「歌唱を伴う飲食店」向けの啓発チラシを作成するとともに巡回啓発を実施。  
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020082400022/>

## 4. その他

○風俗店において感染者が確認された事例では、不特定多数との接触が懸念されたことから、感染者が確認されたエリアの風俗店を利用された方や従業員の方等で検査を希望する方を対象に、一定の期間を設け、匿名での行政検査を広く実施

### ○条例の制定

県の責務や県民・事業者の役割を明確化とともに「クラスター発生施設の公表」や「差別的取扱いの禁止」等について定める条例を制定

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020100500048/>

### ○感染拡大予防ガイドライン実践店の認定

「感染拡大予防ガイドライン」を徹底し、積極的に感染拡大予防に取り組む店舗等を業界団体が「認定」する際に、ステッカーを配布する制度を創設

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071700010/>

### ○事業者版スマートライフ宣言

「感染拡大予防ガイドライン」を実践している事業者の取組を「見える化」するため、事業者が自主宣言する際の宣言書を作成

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071500016/>

### ○とくしまコロナお知らせシステム

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、不特定多数の方が利用する施設やイベント等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、感染者と同じ日に同じ施設等を利用した方に対し、注意喚起メールを送信するシステムを構築

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5038390/>

### ○徳島県新型コロナウイルス関連情報（リンク集）

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020071700027/>

### ○年末年始の感染予防について

「季節性インフルエンザ」との同時流行も懸念されることから、年末年始における休暇の分散化等について注意喚起するチラシを作成

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020110600011/>